

東京 2020 オリンピック・パラリンピック PR ブース出展業務 仕様書

本仕様書は、福島県（以下「委託者」という。）が受託する「東京 2020 オリンピック・パラリンピック PR ブース出展業務」（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 業務名

東京 2020 オリンピック・パラリンピック PR ブース出展業務

2 業務の目的

県内外で開催されるイベント等に出向き、本県で開催される東京 2020 大会野球・ソフトボール競技に係る PR ブースを出展することにより、東京 2020 大会に向けた機運醸成を図る。

3 委託期間

契約締結日～令和 2 年 7 月 31 日まで

4 業務の概要

委託期間内に委託者が指定する県内外のイベント等（屋内外）に出向き、以下業務を実施（ブース出展）すること。

- (1) ストラックアウト及びスピード測定体験（設営、撤去作業含む）
- (2) 上記（1）に併せたブース内でのパネル、のぼり旗、横断幕等の設置及び競技体験者に向けたチラシ等の配布

5 委託業務の内容

(1) 出展準備業務

- ・ 出展内容について委託者と調整の上、運営マニュアルを作成すること。
 - ・ ストラックアウト及びスピード測定体験に係る機材及びブースの装飾（パネル、のぼり旗、横断幕等）は委託者が受託者に貸与する。
 - ・ ブース出展に必要な基本備品（テント、長机、パイプいす等）はイベント等の主催者から借用することとし、それ以外に必要な基本備品は受託者が手配すること。
 - ・ 競技体験参加者向けにスポーツ傷害保険の加入手続きを行うこと。
 - ・ 以下について手配すること。
 - ① 委託者との連絡調整が可能な事務スタッフ 1 名
 - ② ブース出展に必要なスタッフ 3 名
 - ③ 出展機材運搬に係る車両 1 台（燃料費、高速道路利用料等含む）
- ※ 備品等の事前・事後発送費も含むものとする。

(2) ブース運営業務

- ・ 委託者が指定するイベント等に出展し、上記「4 業務の概要（1）、（2）」について実施すること。
- ・ 出展回数は委託契約期間内で総計 10 回程度とし、出展イベントの日程等については、委託者から受託者へ随時協議の上決定する。
- ・ ブース運営に当たっては、競技体験者への安全対策を講じ、事故の無いよう危機管理体制を確保すること。

- ・ ブース運営の中で、利用施設の破損や滅失等が発生した場合は、受託者が責任を持って原状回復することとし、その費用は受託者が負担するものとする。

(3) イベント終了後の業務

- ・ 各イベント終了後1週間以内に、委託業務実施状況報告書（第4号様式）を提出すること。
- ・ また、業務全てを終了した際には、「6 提出書類、成果品」を提出すること。

6 提出書類、成果品

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を委託者の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 完了報告書（第2号様式）
- (2) 実績報告書（第3号様式）
- (3) 成果品（運営マニュアル、記録写真）
- (4) その他、委託者が必要と認めるもの

7 成果品の帰属

本業務による成果品及びその素材についての物権及び著作権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、福島県に帰属するものとする。

8 必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 本公告に示した業務若しくはこれと類似する業務を過去5年以内に実施した実績があり、かつ確実に履行できる者であること。

9 留意事項

- (1) 業務遂行に当たっては、委託者と密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打ち合わせの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
また、本業務により取得した個人情報や無断で第三者に提供することはできない。
- (3) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、委託者及び受託者で協議の上、これを定める。